

## 平成31年第2回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 平成31年2月1日（金曜日） 14時00分～14時56分

場 所： 佐伯市役所 6階 第1委員会室

出席農業委員： 1番 山田 定男 3番 市川 一清 5番 狩生 哲廣 6番 黒岩 眞由美  
9番 高畠 千恵美 10番 御手洗 大悟 12番 吉良 勝彦 13番 工藤 雄一  
14番 谷川 享宏 15番 塩月 吉伸 16番 河野 周一 17番 三又 勝弘

出席農地利用最適化推進委員：佐伯1区 波戸崎 孝 佐伯2区 清田 馨 佐伯4区 山田 裕也  
佐伯5区 清水 秀人 佐伯9区 林 寛 佐伯11区 後藤 彰 弥生1区 大石 太士  
弥生2区 出納 幸男 宇目1区 岡田 安代 宇目3区 小里 豪 蒲江2区 津田 幸喜

欠席委員： 2番 小野 美智子 4番 簀戸 猪文 7番 刃田 寿志 8番 田嶋 義生  
11番 小野 隆壽

事務局：事務局長 穴見 哲男 副主幹 山田 祐郎 事務員 井上 真吾

農林課：総括主幹 下川 秀文 副主幹 泉 由香

### 議事日程

第1 欠席委員の報告

第2 議事録署名委員の指名

第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について

第4 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）

②利用権設定の推進について（お願い）（農林課）

③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）

事務局長：定刻となりましたので、ただいまから平成31年第2回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、2番の小野美智子委員、4番の簀戸猪文委員、7番の茅田寿志委員、8番の田嶋義生委員、11番の小野隆壽委員となっております。農業委員17名中、本日の会議の出席者は12名です。よって農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は、27名中11名の出席をいただいております。次に、先月の大分県知事許可案件につきましては、1月29日付けで1件を除いて許可となっておりますので報告いたします。それでは会長挨拶をよろしく願いいたします。

会 長：（あいさつ）

事務局長：それでは農業委員会会議規則第4条により会長が議長となりますので、会長に議事の進行をよろしく願います。

議 長：それでは、本日の議事録署名人を指名いたします。17番三又委員さん、それと3番の市川委員さんをお願いいたします。それでは2ページの農地案件の件数及び面積総括表について事務局よりお願いいたします。

事務局長：それでは議案書の2ページをお開きください。農地法第3条の件数は3件で、田が1,060㎡、畑111㎡、合計面積が1,171㎡。農地法第4条の件数が5件、田が2,883㎡、畑が441.91㎡、合計面積が3,324.91㎡。農地法第5条の件数が5件、田が357㎡、畑が2,318㎡、合計面積が2,675㎡。合計件数が13件、田が4,300㎡、畑が2,870.91㎡、総合計が7,170.91㎡、以上の案件となっております。

議 長：それでは議事に入りたいと思います。農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：それでは説明させていただきます。申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図を御参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は、議案書のとおりでございます。それではまず3条の1について説明させていただきます。住宅地図の冊子1ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域外の農地です。譲受人は、自己所有農地及び借入地で米や野菜類、デコボン、栗を作っているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。耕作は譲受人夫婦の2人で行っているとのこと。農地取得後は、梅を作るとのこと。取得後の耕作面積は1,080.58aとなり、佐伯地域の下限面積40a以上となります。今後、引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。ます。

議 長：それでは担当の清水推進委員さんお願いします。

佐伯5区推進委員：説明のとおり、異議ありません。

議 長：担当推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。これより審議に入りたいと思います。3条の1番について質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたのでこれより取りまとめたいと思います。3条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで3条の1番については許可したいと思います。続きまして3条の2番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて3条の2について説明させていただきます。住宅地図の冊子2ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農地です。譲受人は、自己所有農地及び借入地で野菜類や果樹栽培をしているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は主に譲受人夫婦の2人で行っているとのこと。農地取得後は、果樹を栽培するとのこと。取得後の耕作面積は75.15aで佐伯地域の下限面積40a以上となります。今後農業を行うにあたり、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長：それでは担当の清水推進委員さんお願いいたします。

佐伯5区推進委員：異議ありません。

議 長：担当推進委員さんからも異議なしとの意見がございました。これより審議に入りたいと思います。3条の2番について質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ございませんとの声がありましたので、これより3条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで3条の2番について許可したいと思います。続きまして3条の3番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：続いて3条の3番について説明させていただきます。住宅地図の冊子3ページをご覧ください。今回の申請は、売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農用地です。譲受人は、家族所有農地で米や野菜を作っているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は主に譲受人夫婦と妻の父の3人で行うとのこと。農地取得後は、野菜類を生産するとのこと。取得後の耕作面積は139.28aで、米水津地域の下限面積20a以上となります。今後、作業を行うにあたり申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

議 長：担当の水口推進委員さんの意見書を読み上げてください。

事務局：担当推進委員からは特に問題ない旨の意見書が提出されています。

議 長：3条の3番についてこれより審議に入りたいと思います。どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りま

とめたいと思います。3条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで3条の3番については許可したいと思います。続きまして、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局4条の1番について説明をお願いいたします。

事務局：4条の1について説明いたします。お配りしている地図の4ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の畑です。一般住宅用地としての用途による申請ですが、昭和62年頃から許可を得ずに住宅を建築しました。現在も住宅として利用しており、今回始末書を添付しての追認申請となっております。新たに工事をすることはありませんので、周囲への被害はありません。また、水利権はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可をすることが出来るに該当します。

議長：それでは担当の波戸崎推進委員さんをお願いいたします。

佐伯1区推進委員：追認案件なんですけれども、支障がないと思います。

議長：4条の1番について質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ないようですので取りまとめたいと思います。4条の1番について、賛成される方の挙手を求めます。（挙手多数）賛成多数ということで4条の1番について承認したいと思います。続きまして4条の2番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：4条の2について説明いたします。地図の5ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請ですが、平成25年4月頃から許可を帰省時の駐車場として利用しておりました。現在も駐車場として利用しており、今回始末書を添付しての追認申請となっております。新たに工事を行うことはありませんので、周囲への被害はありません。また、水利権はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のカの(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合に該当します。

議長：担当の清水推進委員さんをお願いいたします。

佐伯5区推進委員：特に異議はありません。

議長：担当の推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより審議に入りたいと思います。4条の2番について、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。4条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで4条の2番については承認したいと思います。続きまして4条の3番について事務局説明を

お願いいたします。

事務局：4条の3について説明いたします。地図の6ページをご覧ください。申請地は農業振興地域内にある農用地の田です。農地造成用地としての申請です。申請地は平成27年4月28日付けで農地造成の許可を得ておりますが、当初予定していた土量が足りず、3年を経過しても完了していないため、再度申請することになりました。申請地では1.5mのかさ上げを行います。隣接する道と水路に対しては安定勾配で盛土を行い、宅地に対しては高さを合わせるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。造成後は、野菜類、果樹類を作付けする計画です。宮の下水利組合から問題ない旨の意見書が添付されております。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のcの(a)の農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。

議長：それでは、担当の大石推進委員さんお願いします。

弥生1区推進委員：別に異議ありません。

議長：担当の推進委員さんからも特になしとの意見がございました。これより審議に入りたいと思います。4条の3番についてどなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ございませんか。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。4条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで4条の3番について承認したいと思います。続きまして4条の4番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：4条の4について説明いたします。地図の7ページをご覧ください。申請地は、申請地は農業振興地域内にある農用地の田です。農地造成の用途による申請です。申請地は田として利用しておりましたが、用水の確保に苦慮していたことから申請地一帯では水稻の作付けが困難となりました。造成後は果樹等を作付けして畑として利用する計画です。申請地では1mのかさ上げを行います。隣接する水路と道に対しては間隔を開け盛土を行うため土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。水利権はありません。許可基準は農用地の許可例外規定に該当します。

議長：それでは担当の岡田推進委員さんお願いいたします。

宇目1区推進委員：問題ありません。

議長：担当の推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより審議に入りたいと思います。4条の4番についてどなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。4条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして4条の5番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：4条の5について説明いたします。地図の8ページをご覧ください。申請地は農業振興地域内にある農用地の畑です。貸駐車場用地としての用途による申請です。一時転用となっております。佐伯市の建設課が行う道路改良工事に伴い、近隣の住民の方の駐車場が不足するため、工事期間中一時的に利用する計画です。なお、今回の事業は、前回農業委員会で審議した貸駐車場の申請と同様のものです。申請地では駐車場として利用する部分のみ表土を剥ぎ取った状態で使用します。盛土等の造成工事は行わないため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、全体面積1,490㎡のうち340㎡を使用し、12台分の駐車スペースを設けます。塩屋土地改良組合から問題ない旨の意見書が添付されております。許可基準は、農用地の許可基準の例外規定に該当します。

議長：それでは担当の波戸崎推進委員さんお願いいたします。

佐伯1区推進委員：問題ないと思います。

議長：担当の推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。これより4条の5番について審議に入りたいと思います。どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。4条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで4条の5番を承認したいと思います。続きまして、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。5条の1番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5条の1について説明いたします。地図の9ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。譲受人は、申請地に隣接する店舗に対しては平成10年8月2日付けで5条の転用許可を受けておりましたが、今回の申請部分に関しては許可を得ていなかったことが分かったため、始末書を添付しての追認申請となっております。新たに工事を行うことはありませんので、周囲への被害はありません。水利権はありません。許可基準は、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可をすることが出来るに該当します。

議長：それでは担当の波戸崎推進委員さんお願いいたします。

佐伯1区推進委員：問題ないと思います。

議長：担当推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。これより審議に入りたいと思います。5条の1番についてどなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ございませんか。（ありません、の声あり）なしとの意見がありましたので、取りまとめたいと思います。5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで5条の1番については承認したいと思います。続きまして5条の2番について説明をお願いいたします。

事務局:5条の2について説明いたします。地図の10ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内、準工業地域の第3種農地の畑です。一般住宅用地としての用途による申請です。現在の借家の契約上の都合から、新たに住宅を建築することになりました。建築面積58.51㎡、2階建ての住宅を建築します。申請地では、1mのかさ上げを行います。周囲をコンクリート擁壁で囲むため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、排水は合併浄化槽を設置します。小田井堰土地改良区から問題ない旨の意見書が添付されております。許可基準は、第3種農地の許可要件に該当します。

議長:それでは担当の清田推進委員さんお願いいたします。

佐伯2区推進委員:特に問題ないと思われます。

議長:担当の清田推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより審議に入りたいと思います。5条の2番について質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)なしとの意見が出ましたので取りまとめたいと思います。5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで、5条の2番について承認したいと思います。続きまして5条の3番について説明をお願いいたします。

事務局:5条の3について説明いたします。地図の11ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第3種農地の畑です。進入路及び一般住宅用地としての用途による申請です。譲受人の家族が増えたことにより、借家が手狭となったため新たに住宅を建築することになりました。建築面積69.55㎡、2階建ての住宅を建築します。現状のまま建築し、周囲をコンクリート擁壁で囲むため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、排水は合併浄化槽を設置します。水利権はありません。許可基準は、第3種農地の許可要件に該当します。

議長:それでは担当の山田推進委員さんお願いいたします。

佐伯4区推進委員:特に問題ありません。

議長:担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより5条の3番について審議に入りたいと思います。どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。ございませんか。(ありません、の声あり)なしとの意見が出ましたので取りまとめたいと思います。5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで5条の3番を承認したいと思います。続きまして5条の4番について事務局説明をお願いいたします。

事務局:5条の4について説明いたします。地図の12ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。駐車場用地としての用途によ

る申請です。譲受人が現在経営している〇〇〇〇〇〇〇〇の既存駐車場に住宅を建設することになったため、駐車スペースが不足しました。申請地では 13 台分の駐車スペースを設ける計画です。盛土等の造成は行わず、わずかに転圧を加えて使用するので土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は、運用通知第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、第 2 種農地の許可要件、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合に該当します。

議 長：5 条の 4 番の担当の清水推進委員さんよろしくお願ひいたします。

佐伯 5 区推進委員：問題ありません。

議 長：担当の推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより 5 条の 4 番について審議に入りたいと思います。どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願ひいたします。(ありません、の声あり)特になしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5 条の 4 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで承認したいと思います。続きまして 5 条の 5 番について事務局説明をお願ひいたします。

事務局：5 条の 5 について説明いたします。地図の 13 ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の田です。一般住宅用地としての用途による申請です。現在の住居の老朽化に伴い、新たに住宅を建築することになりました。また、申請地では昭和 50 年頃に 1.5m のかさ上げを行っていたことから、譲渡人の始末書が添付されております。隣接する雑種地と一体で建築面積 89.06 m<sup>2</sup>、2 階建ての住宅を建築します。申請地では、高さを均一にする造成工事を行いますが、周囲をコンクリート擁壁で囲むため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、排水は公共下水に放流します。水利権はありません。許可基準は、第 2 種農地の許可要件に該当します。

議 長：それでは担当の出納推進委員さんお願ひいたします。

弥生 2 区推進委員：特に問題ないと思います。

議 長：担当の推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 5 条の 5 番について審議に入りたいと思います。どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願ひいたします。ございませぬか。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5 条の 5 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)賛成多数ということで 5 条の 5 番について承認したいと思います。佐伯市農業委員会としては、3 条の 3 件については許可したいと思います。4 条の 5 件、それから 5 条の 5 件については多数の意見を付して知事に進達したいというふうに思います。それではここで 10 分間休憩したいと思います。



(休憩)

議 長：再開したいと思います。それでは、その他の議案の方に入っていきたいと思います。農用地利用集積計画（案）について農林課より説明をお願いいたします。

農 林 課：こんにちは。農林課の泉です。よろしくお願いします。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成いたしましたので審議をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 29 件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）の表紙をめくっていただきまして一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間 1 年が 2 筆で 2,454 m<sup>2</sup>、契約期間 3 年が 2 筆で 1,563 m<sup>2</sup>、契約期間 5 年が 23 筆で 26,508 m<sup>2</sup>、契約期間 10 年が 2 筆で 4,033 m<sup>2</sup>、これらを合計すると 29 筆で 34,558 m<sup>2</sup>となっています。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載しておりますので御確認をお願いいたします。利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程農用地利用配分計画（案）の方で説明がございます。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長：ただいま農林課より農用地利用集積計画（案）について説明がございました。これより審議に入りしたいと思います。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。はい、どうぞ。

15 番委員：説明をお願いしたいんですけども、わかりにくいんですけども、一番最終ページですけども、両方 2 枚も、まだあれされてない部分、そこに農用地利用集積計画（案）の平成 30 年度契約期間 10 年というのがあるんですけど、これに 2 筆ありますよね、住所が木立と、もう一方のさつき泉さんが言った当初の方の一番最後に、多分同じ物件と思うんですけど、片方は 10 年で片方は 5 年なんですよね 2 筆とも。これは何か記載ミスですか、10 年と 5 年を両方組むんですか。その御案内をお願いします。

議 長：農林課説明をお願いいたします。

農 林 課：大変申し訳ありません。こちらの方ですね、10 年ですので平成 41 年 3 月 31 日までの掲載のところを平成 36 年 3 月 31 日と誤って掲載しております。申し訳ありませんが訂正の方をよろしくお願いいたします。農用地利用集積計画（案）の方の最終ページの木立の 2 筆については始期が平成 31 年 4 月 1 日からで契約期間が 10 年ですので周期が平成 41 年 3 月 31 日までということで 2 筆とも恐れ入ります訂正をお願いいたします。

議 長：よろしいですか。他にございませんか。（ありません、の声あり）なしとの声がございましたので取りまとめたいと思います。農用地利用集積計画（案）について賛成される方の挙手を求

めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして利用権設定の推進についてお願いいたします。

農 林 課：次に利用権設定の推進についてです。満期が到来する利用権の再設定の推進と新規掘り起しをお願いしているところではありますが、満期到来者分については、該当する委員さんの方にリストを添付しておりますので、再設定の際に御相談を受けた場合は御協力の程よろしくお願いたします。なお、設定用紙が必要な場合は御連絡いただければお届けいたしますので御連絡をお願いいたします。今回の書類の締め切りは、2月20日水曜日といたします。農林課又は各振興局まで御提出をお願いいたします。以上よろしくお願いたします。

議 長：今月の締め切りは2月20日となっておりますのでよろしくお願いたします。続きまして農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

農 林 課：皆様こんにちは。佐伯市農林課水田畜産係の下川です。よろしくお願いたします。それでは皆様のお手元に配布をしております資料、農用地利用配分計画（案）に沿って説明させていただきます。1枚目の裏面が集計表となっておりますのでご覧ください。今月の案件は、平成31年4月1日開始分です。契約期間5年の田、19筆、面積20,363㎡、畑、3筆、面積4,948㎡、契約期間10年の田、2筆、面積4,033㎡、合計24筆、面積29,344㎡となっております。詳細につきましては2枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等を記載しました農用地貸付調書を添付しておりますので、御確認いただきたいと思います。簡単ですが以上で説明を終わりますので御審議の程よろしくお願いたします。

議 長：ただいま農林課より農用地利用配分計画（案）について説明がございました。どなたか質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いたします。ないですか。（はい、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。農用地利用配分計画（案）について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。それでは、全ての議案が終了いたしました。それでは事務局の方にお返ししたいと思います。

事務局長：次回の開催日は、3月1日金曜日午後2時から市役所6階第2委員会室で開催いたしますのでよろしくお願いたします。それでは閉会のあいさつを副会長によりしくお願いたします。

17番委員：皆さんお疲れさまでした。これを持ちまして、平成31年第2回佐伯市農業委員会総会を終了いたします。お疲れさまでした。

(14時56分閉会)